（熱損失防止性能）

第九十五条　法第百五十二条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第五の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

別表第一～**別表第三**　［略］

［削る］

（熱損失防止性能）

第九十五条　法第百五十二条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

別表第一～**別表第三**　［略］

別表第四（第九十二条関係）

一　一の計算要素のみを有するもの	当該計算要素の理論性能
二　すべてが個別に動作する複数の計算要素を有するもの	当該計算要素の理論性能のうち最大のもの
三　すべてが、同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するもの（四に該当するものを除く。）	当該計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の計算要素の理論性能に〇・七五をそれぞれ乗じて得た数値をすべて加えたもの
四　すべてが、同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するものであつて、次のすべてに該当するもの	当該計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の計算要素の理論性能のそれぞれに〇・七五を乗じ、かつ、記憶装置を単一の チャネルで共有する計算要素又は計算要素の集まりの数の平方根で除して得た数値をすべて加えたもの

イ　三により算出した複合理論性能が一秒につき百九十四メガ演算を超えないもの	
ロ　個々の計算要素又は計算要素の集まりの理論性能が一秒につき三十メガ演算を超えないもの	
ハ　個々の計算要素又は計算要素の集まりが単一のチャネルで記憶装置に接続されているもの	
ニ　同時に単一のチャネルを使用することができる計算要素又は計算要素の集まりの数が一のもの	